

がん検診受診環境整備事業について

【事業概要】

内 容	従業員が検診を受けやすくするための制度を創設した企業等に対し、奨励金を支給する。
事業期間	3年間（H29～H31）
対 象	県内の中小企業等（以下の要件を全て満たす法人及び個人事業主） <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県内に主たる事業所を有していること。</li> <li>・常時使用する従業員の数が5人以上300人以下であること。</li> <li>・労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断について就業規則に定めていること。なお、常時雇用する従業員が10人以上である場合には、当該就業規則を所管労働基準監督署長に届け出ていること。</li> <li>・雇用保険及び社会保険適用事業所であること。</li> <li>・県税に未納がないこと。</li> <li>・事業主（法人である場合にはその役員）が茨城県暴力団排除条例第7条に規定された者でないこと。</li> <li>・その他法令の規定を遵守していること。</li> </ul>
支給額	100千円（定額）
支給対象数	100事業所
支給対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員ががん検診を受診する際の休暇制度等の創設</li> <li>・従業員ががん検診を受診する際の受診費用を負担する制度等の創設</li> <li>・定期健康診断の項目にがん検診の検査項目を追加</li> </ul>
その他要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月1日以降に新たに実施する取組を対象とする。</li> <li>・全従業員にがん検診の啓発資材を配布し受診勧奨を行う。（啓発資材は県が用意）</li> <li>・県が実施するがん対策に関する調査や広報に協力する。</li> </ul>

【H29実績】28事業所に対し、支給。

【事業フロー】

